

珠洲市トキにやさしい米づくり推進交付金

事業実施期間: 令和5年度から令和9年度まで

15 陸の豊かさも
守ろう



トキが自然の中で繁殖生育できる環境整備を進めるため、自然環境や生態系の豊かさに配慮した稲作に取り組む生産者に対し、交付金を交付します。

1. 交付対象者

次の要件をすべて満たす方

- ①個人事業主にあつては珠洲市に住所を有すること。法人その他の団体にあつては本店又は主たる事務所を珠洲市に有すること
- ②有機JAS認証米又は特別栽培米等を生産し、出荷又は販売していること
- ③市税の滞納がないこと
- ④反社会的勢力との関係がないこと

2. 交付金単価

有機JAS認証米 出荷又は販売量1俵(60kg)当たり**6,000円**

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づき、「有機JAS」に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証され、有機JASマークが付された米

特別栽培米等 出荷又は販売量1俵(60kg)当たり**3,000円**

- 化学肥料や農薬を慣行栽培の5割以上低減して生産された次のいずれかに該当する米
- ・石川県特別栽培農産物の認証を受けたもの(畦畔で除草剤を使用しないものに限る。)
 - ・能登農業協同組合に特別栽培米として出荷したもの
 - ・トキ放鳥推進モデル地区(石川県の補助事業で現に補助金の交付を受けている地区)で生産されたもの
 - ・その他、市長が適当と認めたもの

※1俵(60kg)未満の端数があるときは切り捨てる。



3. 申請方法

- ▶「珠洲市トキにやさしい米づくり推進交付金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、次の書類を添えて産業振興課へ提出してください。
- ▶申請書に添付が必要な書類
 - ①有機JAS認証米又は特別栽培米等を生産し、出荷又は販売したことが証明できる書類
例) 県特別栽培農産物認証申請書・認証通知書・実績報告書、栽培記録書
JAへの出荷伝票など
 - ②マイナンバーカードなどの本人確認書類の写し
 - ③振込先が確認できる通帳の写し
- ▶交付金の申請期限は、出荷又は販売した年度の3月31日まで
- ▶対象とする出荷又は販売期間は令和5年8月1日から令和10年3月31日

コピーする際にご注意ください。

【本人確認書類】



顔写真付き(マイナンバーカード、運転免許証など)

1点のコピーを添付してください

※顔写真付きの確認書類がない場合は、下記
問い合わせ先にご連絡ください。

【振込口座確認書類】



※提出された申請書類の内容を市で審査し、支給(不支給)決定通知書を申請者へ郵送します。

※申請者が偽りその他不正な手段により支援金を受けた場合、支援金の一部又は全部の返還を求めます。

■ お問合せ・申請先

〒927-1295 珠洲市上戸町北方1-6-2

珠洲市産業振興課 珠洲市役所2階

電話 82-7767